

【2015/8/16 経済学部ワークショップの様式】

《近代滋賀県の産業発展と地域文化並びに女性の活動》

## 近代滋賀県における女子中等教育の側面 —紡績女子労働者と青年学校

小林善帆（京都女子大学講師、国際いけ花学会会長）

昭和初期、彦根市近江絹絲紡績株式会社における、女子中等教育の実際について、同社社報『近江絹絲』を中心的史料として使用し、報告した。

近江絹絲紡績株式会社（以下、同社）は1917（大正6）年、本社創立。1937（昭和12）年、工場新設とともに従業員は三千数百人になり、このうち女子工場労働者は、およそ二千八百人（9割）、東北や九州からの就職が主であった。

1935（昭和10）年4月、青年学校令（第一次）の公布をうけて、社内に青年学校男子部・女子部を開校した。同社では、女子工場労働者の就職イコール女子寮への入寮であり、青年学校女子部への入学であった。

1938（昭和13）年4月、同社は青年学校の「現状に満足せず」、私立学校令に基づく近江実践家政女学校を創設、当初は勤続者のなかから希望者を対象に試験をおこない、青年学校と女学校の、2本立てで女子工場労働者に教育を施した。特に女学校にたいしては、「青年学校と違って主に家政の教育、即ち花嫁教育を致す」とした。

また同社の基本姿勢として、会社生活の基本である寮を、慰安休息の場であるとしながらも、女子としての躰け、主婦として立つ場合に必要なる家庭的訓練をする場として位置づけ、厳しく礼儀作法をしつけ、いけ花や茶の湯の修得の場も設けた。特にいけ花（松月堂古流）は、地域の有力な師匠をまねき、少数とはいえ、いけ花教授者として立てるまでに育った者もいた。

1942（昭和17）年4月、同社は近江高等女学校を開校した。青年学校女子部や近江実践家政女学校は、同社の女子工場労働者のみを対象としたが、同高等女学校は、社外の女子を対象とするものであった。

いっぽう、青年学校の研究史としては、ほとんどが男子を対象にしている。女子に関しては、建築学の立場からの研究のみである。これは1939（昭和14）年青年学校令（第二次）において、男子のみに就学が義務づけられたことにもよると思われる。

今後、同社の事例にさらに検討を加えるとともに、時代背景、地域・経営者による人格形成という観点から、滋賀県下の青年学校の事例を明らかにし、これまで考察した高等女学校教育を再考することから、女子中等教育を考えていきたい。（小林善帆）